

令和7年第9回平取町議会臨時会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9名であり、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまより、令和7年第9回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番木村議員と5番金谷議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。本日招集されました、令和7年第9回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日、11月26日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。町より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町長

要望経過報告をさせていただきます。（1）から（3）までは日高総合開発期成会の要望となっており、最初に（1）のホッカイドウ競馬の永続的な発展に関する要望でございます。内容は、これまで以上に出走馬を確保、魅力ある番組づくりや、老朽化の進むインフラ整備に必要な予算の確保、2025年の販売額は573億円を超え、過去最高額を更新する結果となっておりますけれども、この収益を競馬事業へ優先的に還元すること。また、すでに工事が進んでいる厩舎、厩務員住宅等の移転・新築など、老朽化の進む施設整備をスケジュール通り着実に進めることなどを要望してきてございます。要望先は北海道知事、副知事、北海道農政部長、北海道競馬事業室長、北海道議会議長、副議長他でございます。要望月日は11月4日、要望者は日高総合開発期成会として、私を含む管内7町の町長となっております。また同日、（2）の大規模災害に備えた代替（避難）道路の新設に関する要望も行っていました。近い将来予想される日本海溝、千島海溝沖地震に伴う津波など、これらによって日高沿岸の主要道路が被災を受けた場合、交通手段の確保のため、代替となる道路の新設に関し要望をしております。特に様似、えりもの沿岸線の道路については、他に代替するところがほとんどない状況でございまして、早期の検

討計画的推進を要望してきてございます。要望先は北海道知事、北海道建設部長、北海道建設部技監、北海道建設部土木局長、北海道議会議員でございます。次に（３）の高規格道路「日高自動車道」の整備促進についての中央要望でございます。令和７年度内には新冠インターまでの開通が予定されているところでございますけれども、その先の早期整備に関し、下記の重点要望と同様の内容で要望してきたところでございます。要望先は道内選出国會議員、財務省主計官、国土交通省北海道局他でございます。要望月日は１１月１８日から１９日の２日間、要望者は高規格道路日高自動車早期建設促進期成会・日高総合開発期成会として、私が参加してございます。次に（４）北海道アイヌ振興対策事業推進協議会の要望といたしまして、アイヌ政策推進交付金の予算の確保、生活環境改善施設整備事業の拡充と予算確保、アイヌ農林漁業対策事業の推進についてを要望してきてございます。要望先は道内選出国會議員、内閣官房アイヌ総合政策室長他で、１１月１９日、北海道アイヌ振興対策事業推進協議会として私が要望活動に参加をしてきてございます。以上、要望経過報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了します。

日程第４、議案第１号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第１号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。令和７年度職員の給与改定に関する概要につきまして、別紙で配付させていただいた説明資料によりご説明させていただきます。別紙の説明資料をご覧くださいと思います。始めに、表の左側、職員の給与に関する人事院勧告（抜粋）についてご説明いたします。１番、勧告の骨子としましては、（１）勧告月日は令和７年８月７日です。（２）民間給与との較差についてということで、①月例給は平均年齢４１．９歳で比較した場合、１万５，０１４円、３．６２パーセント、②ボーナスは民間４．６５か月に対して、公務員は４．６か月となっております。２番の給与改定の内容と考え方についてですが、民間給与との較差を解消するため、給料、ボーナスとも引き上げの改定となっております。（１）給料表については改定率平均で３．３パーセントの引き上げとなっております。初任給が民間との間に差があることを踏まえ、大卒程度で１万２，０００円、高卒者で１万２，３００円の引き上げ、改定率については、初任給を始め、若年層に重点を置き、上位級を低減させる形で１級５．２パーセント、２級４．２パーセント、全体で３．３パーセントの引き上げ改定となっております。また、定年前再任用職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ引き上げる改定となっております。（２）ボーナスについては、年４．６か月から４．６５か月へと０．０５月分の引き上げとなっており、期末手当と勤勉手当をそれぞれ年０．０２５月分引き上げする勧告となっております。

す。また、定年前再任用職員についても、年 2.4 か月分から 2.45 か月分へと 0.05 月分の引き上げとなっております。次に、町の措置方針案ですが、表の右側に記載させていただいている通り、職員の給与改定にあたりましては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯がありますので、本年度につきましても同様に措置する方針で、表の左側でご説明いたしました人事院勧告の内容と通勤手当を除き、同じ内容の改定を行おうとするものです。本条例による改正内容については、新旧対照表でご説明いたしますので、議案の 3 ページをお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第 1 条関係において、条例第 15 条第 2 項及び第 3 項で、令和 7 年 12 月の期末手当について、一般職は 100 分の 125 を 100 分の 127.5 に、再任用職員は 100 分の 70 を 100 分の 72.5 に改めるものです。次に、第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号で、令和 7 年 12 月の勤勉手当について、一般職は 100 分の 105 を 100 分の 107.5 に、再任用職員は 100 分の 50 を 100 分の 52.5 に改めるものです。また、給料表については、5 ページから 11 ページのとおり改正するものです。次に 4 ページをご覧ください。条例の第 2 条関係にかかる新旧対照表です。第 15 条は、6 月、12 月の期末手当について、一般職は 100 分の 126.25、再任用職員は 100 分の 71.25 にそれぞれ改め、16 条の勤勉手当について、一般職は 100 分の 106.25、再任用職員は 100 分の 51.25 にそれぞれ改めようとするものです。2 ページをお開きください。附則第 1 条第 1 項で、この改正条例について、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 項で給料に関しては、本年 4 月 1 日に遡って適用するものとしております。以上、議案第 1 号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 4、議案第 1 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 5、議案第 2 号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長	議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。会計年度任用職員の給与改定に関する概要につきましては、先ほどの別紙配付の概要の資料にも記載させていただいているところですが、職員と同様の給料、期末勤勉手当となっておりますので、ご説明を省略させていただきたいと存じますが、職員給と異なる点としましては、15ページをご覧くださいと思いますので、15ページをお開きください。そこには給料表が掲載されておりますが、その給料表が2級までとなっておりますして、6級までとされている職員とは、ここが異なる点となっておりますことを申し添えます。以上、議案第2号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
高山議長	説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	6番崎廣です。令和2年の4月からこの会計年度任用職員制度ってのは始まったんだと思うんですけども、毎年総務省から事務処理マニュアルが変更されているというふうに聞いております。それで本年度の事務処理マニュアルの変更で、報酬水準の見直しにおいて上限を設ける必要はないというふうに記載されたというふうに聞いておりますけども、うちの町の考えとしてもそれでよろしいでしょうか。
高山議長	総務課長。
総務課長	はい。ご質問にお答えいたします。方針においては、3年ごとに更新を行うとされていたものが、方針そのものはなくなっておりますが、平取町においては引き続き3年を上限とした更新を本年度についてはしたいと思っております。以降につきましては、また再度協議させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。以上です。大変失礼いたしました。手当というのは何手当に関してでしょうか。
高山議長	6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	回数制限があるからあれなんですけども、要は1級なり2級の上限ありますよね。50なん号俸でしたっけ。93号俸。ここまでいった人は当然に2級に上がれるという上限撤廃、今までは上限がおそらくあったんだと思うんですけども、その上限を撤廃されたっていうふうに総務省のマニュアルが変わったというふうに聞いてますけど、うちの町の考えとしてもそれでよろしいですねっていう質問なんですけど。

高山議長	総務課長。
総務課長	大変失礼いたしました。給料表に関するご質問ということで給料表については、必要な部分で定めていておりますが、現在のところ、ただいま提案させていただいている給料、号俸の上限で不足するものはないんですけども、もしこれが不足する状況が出てくれば、また、号俸を付け足す形で定めていきたいというふうに考えております。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	総務省の通達はそうではなかったと私は認識をしております。うちの町の考え方としては、上限に達したときには、付け足し、下駄を履かしてやるというふうに、ただいまの回答はいただきました。それはうちの町の考え方としてそうだっていうふうに、私は納得しませんけれども、そういう考えだということとはわかりました。それで今、3 回なんであれなんすけど、ちょっと気になった答弁が最初なされましたんで、3 年で更新という要は公募のことをお答えしたんじゃないかなと思うんですけども、公募についても公募の必要はないというふうに、これは昨年度変わったというふうに聞いてはいるんですけども、そこは変わってないということですかね。公募は必ずやるという考えですか。今回もこないだ週報に入っておりましたけども、48 名プラス何名かな、パートとフル、両方とも公募になったんだと思うんですけども、公募はしなくていいというふうに変わって全道でも結構多くの、ちょっと全部の市町村を調査してませんけれども、学園大学の川村先生の調べでいけば、市の中ではほぼほぼ半分以上がもう公募をやめたっていうふうに聞いております。そのところをもう一度確認します。公募は相変わらずやるということなんですか。
高山議長	総務課長。
総務課長	はい。お答えいたします。3 年に 1 度の更新をするという指針はなくなりましたけども、それはその町その町で判断していくことになります。令和 7 年度、本年度においては、平取町は更新の手続きを行っていきたいと考えておりますが、以降の年度においては、また再度検討させていただきたいと考えております。
高山議長	ほか、質疑はありませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。 (討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

18ページからの議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正理由は、人事院勧告により職員の期末手当に改正があった場合、これに準じて町長等の期末手当についても改定してきておりますことから、この度、職員の期末手当が0.025月分引き上げられたことに合わせ改正しようとするものです。概要につきましては、別紙で配付させていただいた説明資料によりご説明させていただきます。上段の表に記載しておりますが、期末手当について、令和7年は12月期に0.025月分を追加し、1.850か月とし、令和8年度は6月と12月にそれぞれ0.0125月分を追加して、それぞれ1.8375月分の支給率となります。議案の19ページをお開きください。附則についてですが、この条例の第1条の改正は公布の日から施行し、第2条の改正は令和8年4月1日から施行するものです。以上、議案第3号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

21ページからの議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正理由は町長等

の給与について人事院勧告に準じて期末手当を改定する際、議員の期末手当についても改正を図っていることによります。概要につきまして、別紙で配付させていただいた説明資料によりご説明させていただきます。下段の表に記載しておりますが、期末手当について、令和7年度は12月期に0.025月分を追加し、1.6か月とし、令和8年度は6月と12月にそれぞれ0.0125月分を追加して、それぞれ1.5875月分の支給率となります。22ページをお開きください。附則についてですが、この条例の第1条の改正は公布の日から施行し、第2条の改正は令和8年4月1日から施行するものです。以上議案第4号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号、令和7年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号につきましてご説明させていただきますので、24ページをお開きください。令和7年度平取町一般会計補正予算第8号は次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ6,700万2,000円を追加し、予算の総額を77億245万9,000円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表、歳入歳出予算補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、33ページをお開き願います。上段、3款1項1目社会福祉総務費648万5,000円の追加です。これは灯油価格をはじめとした燃料費や光熱費の高騰が続いているため、昨年度に引き続き非課税世帯のうち、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に平取町金券を給付するための費用を補正しようとするものです。10節需用費、印刷製本費39万6,000円は金券5,000枚の印刷費です。11節役務費、通信運搬費23万円は金券を簡易書留で送付するための郵送料を計上しております。19節扶助費500万円は、冬の生活支援事業給付金として1万円の平取町金券を5

00世帯に給付するとして算出しております。27節繰出金は国民健康保険特別会計への繰出金を85万9,000円追加しようとするものですが、これは国が進めている行政システムの標準化・共通化に伴い、北海道の国保事務の運営主体である北海道国保団体連合会のシステム機能強化を行うための追加負担金がこの度確定したため補正しようとするものです。財源は冬の生活支援事業に国庫補助金195万円を充当し、残りの453万5,000円が一般財源となります。次に下段、3款1項4目福祉施設費、10節需用費、修繕料118万円の追加です。これはびらとり温泉ゆからの客室2室について、エアコンの老朽化により冷暖房機能の低下が見られることから、エアコンの更新を行うための補正となります。財源は全額一般財源となります。34ページをお開きください。上段、3款1項6目生活館費、17節備品購入費1,172万1,000円の追加です。これは生活館活動を行う上で、近年の猛暑による熱中症対策が必要なことから、平取生活館、本町生活館、紫雲古津生活館、去場生活館、小平生活館、貫気別生活館の6生活館に17台のエアコンを設置しようとするものです。また、このエアコンは冬期の暖房にも対応できるものとします。財源は国庫補助金937万6,000円、地方債230万円を充当し、残額4万5,000円が一般財源となります。次に下段、5款1項2目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金3,280万2,000円の追加です。1項目として、産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,834万3,000円の追加です。これは収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農家が行う収量増加、作業省力化にかかる機械施設の導入に対する国の補助事業ですが、びらとり農協で実施希望を取りまとめたところ、14戸のトマト農家から自動換気装置や自動灌水装置導入の希望があり、これに対する事業採択を受けたことから、間接補助金として補正するものです。2項目目は、農地利用効率化支援交付金300万円の追加です。これは地域の担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械導入に対する国の補助事業ですが、農協を通じて1戸の担い手農家からトラクター導入の実施希望があり、これに対する事業採択を受けたことから、間接補助金として補正するものです。3項目目は経営所得安定対策等畑地化協力金145万9,000円の追加です。これは水田から畑地化された農地に対し、地域の各施設維持管理組合において、新たに畑として減額した賦課金単価を設定した場合、維持管理費に不足が生じることから、その賦課金差額の残耐用年数分について、畑地化協力金が国から市町村を経由し、土地改良区に交付されることとなったことから、間接補助金として補正するものです。財源は全額道補助金として交付されます。35ページをお開きください。上段、6款1項2目商工振興費575万2,000円の追加です。18節負担金、補助及び交付金75万2,000円の追加ですが、これは中小企業・小規模事業者借入資金利子補給費補助金について融資申し込み件数が増加し、利子補給費補助金予算が不足することとなるため補正しようとするものです。20節貸付金500万円の補正です。これは中小企業特別融資資金貸付金について、事業者から金融

機関への融資申し込み件数の増加により、金融機関への預託金が不足することとなるため補正しようとするものです。財源はその他の財源として貸付金の償還金 500 万円を充当し、残額の 75 万 2,000 円が一般財源となります。

下段、9 款 1 項 2 目事務局費 200 万円の追加です。これは文化庁の委託事業として、危機言語話者の育成事業がありますが、アイヌ語が国の危機言語としての位置付けをされており、この度、アイヌ語学習のための合宿とアイヌ語学習教材の制作を実施する計画で本事業に応募し、話者育成を図ろうとするものです。8 節旅費 41 万 7,000 円の追加です。これはアイヌ語や口承文芸に関心を持つ研究者、教育者等の費用弁償 40 万 9,000 円及び送迎職員の旅費 8,000 円を計上しております。10 節需用費 124 万 7,000 円の追加です。消耗品費 1 万 7,000 円はコピー用紙代等です。食糧費 23 万円は伝統料理を食体験するための 36 人分の費用です。印刷製本費 100 万円はアイヌ語学習教材を 500 部制作するための費用を計上しております。13 節使用料及び賃借料 33 万 6,000 円の追加です。これはアイヌ語学習合宿を行うための会場として、交流と宿泊が可能な 2 施設を 3 日間借り上げる費用を計上しております。財源は全額国庫委託金を充当します。36 ページをお開きください。上段、9 款 4 項 3 目文化財保護費 59 万 2,000 円の追加です。7 節報償費 16 万 4,000 円、8 節旅費、費用弁償 52 万 6 千 100 円のうち 15 万 4,000 円、10 節需用費、消耗品費 5 万 1,000 円、食糧費 1 万 7,000 円の追加です。これは萱野茂生誕 100 年の節目にあたり、記念事業を実施するため実行委員会を組織しますが、この実行委員会の開催経費としての出席者費用弁償、事務用消耗品費、会議飲料代を計上したものです。また、8 節旅費、費用弁償 52 万 6 千 100 円のうち 51 万 7,000 円及び普通旅費 46 万 9,000 円は、令和 8 年 2 月から開催されるリトアニア国立博物館主催の展覧会へ当町のアイヌ文化振興に携わる地域住民を派遣するための費用弁償 11 名分と随行職員 1 名分の旅費を計上しております。財源は国庫補助金 47 万 6 千 800 円を充当し、残額 11 万 4,000 円が一般財源となります。下段、10 款 2 項 1 目農業施設災害復旧費、10 節需用費、修繕料 110 万円の追加です。これは 9 月 20 日の豪雨により農業用排水路に土砂が埋塞し、周辺の農地に影響を及ぼすため、60 メーター分の浚渫費用にかかる復旧費を計上したものです。財源は全額災害復旧債を充当しております。

歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、29 ページをお開きください。上段、15 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金 195 万円の追加です。これは歳出社会福祉総務費の冬の生活支援事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。続いて下段、15 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費国庫補助金 1,414 万 4,000 円の追加です。これはアイヌ政策推進交付金ですが、歳出、生活館費の備品購入に充当する 937 万 6,000 円と、文化財保護費に充当する 47 万 6 千 800 円を合計したものです。30 ページをお開きください。上段、15 款 3 項 4 目 2 節教育費国庫委託金 2

00万円の追加です。これは歳出事務局費でご説明いたしました危機言語話者の育成事業に充当する国庫委託金です。下段、16款2項4目1節農業費等補助金3,280万2,000円の追加です。これは歳出、農業振興費でご説明しましたそれぞれの補正項目に、それぞれ全額を充当するものとなります。31ページをお開きください。上段、20款1項1目1節繰越金770万6,000円の追加です。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額770万6,000円を繰越金に求めるものです。下段、21款3項2目1節中小企業融資貸付金元金収入500万円の追加です。これは歳出、商工振興費でご説明しました中小企業特別融資資金貸付金の償還金です。32ページをお開きください。上段、22款1項2目1節民生債230万円の追加です。これは歳出、生活館費の補正財源として、補助金の残分に教育福祉施設等整備事業債を充当するものです。下段、22款1項9目2節農林水産業施設災害復旧事業債110万円の追加です。これは歳出、農業施設災害復旧費の補正財源として単独災害復旧事業債を充当するものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表、債務負担行為補正についてご説明させていただきますので、27ページをお開きください。中小企業・小規模事業者借入資金利子補給金については、期間を令和17年度までの10年間、限度額を1,000万4,000円へと変更します。なお、限度額の算出にあたっては、融資額を1億4,000万円、利率は1.8パーセントから2.5パーセントとして算出しております。次に第3表、地方債補正についてですが、地方債の合計額については補正前で5億7,100万円でしたが、この度の補正により340万円追加となり、補正後の限度額は5億7,440万円となります。37ページには、地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので、後程お読み取り願います。以上、議案第5号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番四戸議員。

9番
四戸議員

9番四戸です。33ページの19節の扶助費について伺いたいと思います。冬の要するに生活支援事業の給付金でございますが、過去においては福祉灯油でなかったかなと思います。現在は金券に変わっておりますが、令和6年度も1世帯あたり1万円の金券であったと思います。令和7年度も物価の上昇は止まらなくて、本当に甚だしい上がり方をしております。特に米の単価は倍以上になっています。灯油の単価も現在は120円以上になっていると思います。この支援の対象となる500世帯の家庭は大変な毎日を送られていると思います。こういう状況の中で、町としてももう少し給付金を上げてあげるべきじゃないかと私はと思いますが、その考え方について伺いたいと思います。

高山議長

町民課長。

町民課長

はい。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員がおっしゃったとおり以前は福祉灯油として実施しておりましたこの事業、数年前から金券として、灯油代に限らずいろんな食料品とかにも使えるような制度になっております。確かに現在のところ1万円という想定で行っております。昨今の物価上昇も鑑みただけの場合は確かに上げるというのも一つの手かもしれませんが、今年度につきましては、それはそのまま据え置きで1万円ということで計上させていただきました。確かに米の値段、灯油の値段、それぞれ他のものについてもいろいろ上がっているのは重々承知ではございますが、今回については1万円という想定でさせていただきました。

高山議長

9番四戸議員。

9番
四戸議員

課長の答弁はわからないわけじゃないんですけど、今回このように扶助費を組まれているので、どうすることもできないのかなと思いますけども、まず国もガソリン税下げるとは言っておりますけれども、まだまだこの寒い、これから冬を迎える中で、やっぱり120円以上の灯油の単価というのは、やっぱり低所得家庭においては大変なことなんですよね。だから、当然さっきも話しましたけども、米も倍以上になっている。しかし、その他にもいろんなもろもろのものが上がっています。やっぱりこういう家庭を救ってあげるために、町としても温かい手を差し伸べるべきじゃないかと私は思いますけども、町長か副町長の考え方を伺いたいと思います。

高山議長

町長。

町長

はい。お答え申し上げます。この冬の生活支援事業給付金は高齢と言っただけなんですけども、その時の灯油価格の状況を見て判断をするというようなことですけれども、ただ灯油だけに限定しますと、なかなか申請数が伸びないというようなこともあって、灯油を使っていない家庭の中にはあるということで、その辺の改良型といいますか、こちらから申請型ではなくてプッシュ式で、そういった対象家庭にこういった金券を送るというような方式に変えさせていただいたというところではございまして、ご質問はもっともっと手厚いやり方ではないかというようなことではございますけれども、現在の制度は、今回補正に上げさせていただいたものは、この内容でやらせていただいて、今、この国全体のそういった物価高対策でどうしようかということで、非常に困っている家庭の方がいるというような現状の中で、今、国の経済対策もきっと出てくるというようなことも考えられますし、臨時的なものになりますけども、当町としてもそういったものに

今年度対応したいというふうに思っておりますので、その辺の予算的な配分をどうするかをこれから検討が進むと思いますけども、こういった恒常的と言われるような制度も、やはり昨今の物価高の非常に高い上昇率等も、やっぱりちょっと検討すべきところにきているのではないかというふうに思っておりますので、また来年度こういう制度を執行する場合には、そういうところも勘案しながら、ぜひもう少し手厚くなるような、皆様方がそういう印象を持っていただくような制度にするような検討をぜひしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。2番中川議員。

2番
中川議員

はい。2番中川です。33ページ、3款1項6目の生活館費、これについてちょっと質問したいと思います。この中で備品購入費、これエアコン買うということで、今後各生活館につけてくれることで本当にこれはありがたい事業だというふうに思います。この中でね、備品購入費ということで、エアコンを設置してくれると思うんですけども、この中にですね、この金額の中に、まず工事費、電気工事費とかそういうのもありますけども、それが含まれているのかどうか確認したいと思います。

高山議長

アイヌ政策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。先ほど総務課長のほうからご説明あったとおり、6生活館17台ということで、そういう工事費も含めた額になっておりますので、そういう電気工事に関する部分についても含まれているということになります。

高山議長

2番中川議員。

2番
中川議員

わかりました。工事費が含まれているということで、そのような形なのかなというふうに思います。それでですね、もう1点ちょっとお聞きしたいのが、まずこのエアコンの種類、どのようなものがつくのかなと。こういうような縦型なのか、一般家庭につけてる横型なのかちょっとわかんないんですけど、なぜこれを聞くかという、以前にですね、コロナの時期にやると、確か生活館に空気清浄器かなんか置いてくれたと思うんですよね。これは本当にコロナの時期としてはありがたいなと思ったんですけど、実際に来てみるとね、その規模に合わないような空気清浄機が来たような気がします。それで今回このエアコンがどのぐらいの大きさのものなのかとか、ちゃんとつけてくれるのか、ちょっとそこら辺のことを確認したいと思います。

高山議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい。今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。それぞれの生活館で設置するお部屋であったりとか、大きさであったりということで、その設計を作る段階で専門家に見ていただいて設置台数を決めておりますので、そういった規模を含めて調査してこの台数ということで、例えば貫気別生活館であれば4台ということで、その大きさに見合う効果が出る冷暖房機っていうことで設置いたしますので、その見合わないものが設置されるということはないというふうに考えております。
高山議長	ほか、質疑ございませんか。6番崎廣議員。
6番崎廣議員	6番崎廣です。33ページに3款1項4目ですね、福祉施設費のゆからの修繕料なんですけども、これ一般財源118万設定されてるんですけど、これ入湯税を使うっていうことは考えられないんですか。
高山議長	観光商工課長。
観光商工課長	はい。お答えいたします。財源の内訳につきましては、今回の一般財源ということで出させていただいておりますけれども、改めてですね、実際入湯税がどういう形で使えるかっていうのは、財政部局のほうとも相談をさせていただきたいというふうに思っております。現在、ちょっと急ぎの部分の修繕が必要ということで、一般財源で計上させておりますけれども、改めて財源のほうは検討させていただければというふうに思います。
高山議長	6番崎廣議員。
6番崎廣議員	はい。変えれっていうことじゃなくて、入湯税って今どこに充当してるんでしたっけ。
高山議長	総務課長。
総務課長	お答えいたします。入湯税については特定財源欄には記載しておりません。一般財源欄として記載させていただいておりますが、基本的な考えとしては、これまでは消防対策のところで充当させていただいている、入湯税の使途のいくつか選択肢がある中で消防対策にこれまでは充当させていただいているというところです。
高山議長	6番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。わかりました。もう一本お願いします。36 ページ、9 款 4 項 3 目文化財保護費の報償費の部分であります。ここの分だけじゃなく、報償費に対する考え方なんですけども、この報償費の意味合いってというのは、地方自治法施行規則第 15 条の 2 項、別記によりますと、報酬に掲げる以外のものを謝礼金を含むというふうに記載になってるんですけども、平取町としてこの報償費の取り扱いについて、法律や条例によらない委員会等における報償費の取り扱い、これについて決め事があるのであれば教えていただきたい。こういうふうに扱ってますよ、こういうところには出して、こういうところには出さない。金額はいくらぐらいという設定をしてますよってというのは、今わかればお願いします。

高山議長

総務課長。

総務課長

はい。お答えいたします。特段の明確な決めはございませんけども、報償費で区分する分には報酬で掲げる項目、それは条例の中で、どの委員会審議会に支給するかというのを定めておりますが、それ以外に設置される委員会などについて報償費を支給させていただいているというところでございます。またこの他に臨時的に参考意見をお聞きするような場合だとか、そういった場合には報償費としての支給をせずに、費用弁償として町内日当に相当する額を支給しているという例もございます。基本的には数回にわたり開催されるような会議においては、それとか毎年開催されるとか、そういう部分については報償費の中で報酬と同額の報償費と費用弁償を支給させていただいているというところでございます。

高山議長

6 番崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。前回委員会で質問して以降ですね、ちょっと調べさせてもらいました。報償費と報酬、よくわからないでいたんですけども、報償費について今回調べたんですけども結構件数があります。地域おこし協力隊の部分はこの報償費に含まれておりますし、あとは選挙関係の部分、生活館関係の部分、そのほかアドバイザーの謝金なんかも含まれております。あとドクター、乳幼児健診の心理士の謝金だとかそういった部分。これはエゾシカの駆除の謝金もこの報償費で出されていて、結構幅広い。要は報酬で見れないものをここで見ているという部分で、そこは要は決めがあまりなく、単価についても具体は指示がなく、担当課でいわゆる報酬以外のものはこの報償費にまわってきて、予算査定のときにチェックをしてるというか、今言ったものはほとんど継続されてるものだと思いますから、スルーだとは思いますが、あくまでも担当課任せで来てるというようなことでよろしいですか。

高山議長

総務課長。

総務課長

はい。報償費につきましては、以前は賃金という項目がありましたので、そこで計上されることが多いものでしたけども、会計年度任用職員制度の創設によって、報酬で定めるもの、それ以外のもともとの賃金だとか、もともと報償費、謝金として支給させていただいたものが幅広くこの科目で計上されることになっております。そういった意味ではかなり多くの種類の性質のものがここで計上されることになったんですけども、額については話し合いや協議の類について、会議の類については報酬に準じた取り扱いをしております。それ以外の謝金については、基本的には、その対価に見合うものであれば報酬なんですけども、対価に見合わない、あくまでお礼、謝礼という意味合いのものが報償費に入ってきます。ただ、もともとの賃金というものがここに計上されたことで、賃金は対価に見合うものですので、その辺の考えが非常に混在してしまうようになっておりますが、その都度、予算においてどの程度の額が適正かというところを判断しながら予算計上をさせていただいているという状況でございます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

はい。わかりました。確かに賃金になるような部分、例えば公民館費で代替運転手の謝金、これは賃金だとは思いますが、そんなのがこれに入っているとすごい幅広い範囲で入ってて、一体報償費とは何ぞやっていうのはよくわからなくなってきたんですけども。これはおそらく法定で定められた条例だとかで定められたものもあるんだと思うんですけども、それぞれもしかしたら要綱、設置要綱、会議の設置要綱だとか、委員会の設置要綱っていうのも定められて、この報償費で出されてるっていうのもあると思うんですけども、その設置要綱がない場合でもこの報償費の支出は可能だということによろしいですか。

高山議長

総務課長。

総務課長

はい。可能かどうかと言うならば可能ですけれども、できるだけそのようなことがないように会議関係については設置要綱を定めて、それに従って設置することに努めているというところが現状でございます。

高山議長

ほか、質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論は

ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 8、議案第 5 号、令和 7 年度平取町一般会計補正予算第 8 号は、原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 6 号、令和 7 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第 6 号、令和 7 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号につきましてご説明いたしますので、議案の 38 ページをお開きください。国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによります。第 1 条、歳入歳出予算にそれぞれ 181 万円を追加し、予算の総額を 7 億 3,121 万円にしようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、議案の 42 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目 18 節負担金、補助及び交付金 181 万円の追加です。これは国が進めている行政システムの標準化・共通化に伴い、北海道国保連合会のシステム機能強化を行うための追加負担金が確定したため補正するものです。続きまして、歳入についてです。41 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目 2 節特別交付金 95 万 1,000 円の追加です。これは先ほどご説明申し上げました歳出の補正財源を道補助金により充当いたします。次に下段、6 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 85 万 9,000 円の追加です。これは先ほどご説明申し上げました歳出の補正財源を一般会計繰入金に求めるものです。以上、議案第 6 号についてのご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 9、議案第 6 号、令和 7 年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり可決しました。

本臨時会に付された事件の審議状況を報告します。議案 6 件で、原案可決 6 件となっています。

以上で、全日程を終了しましたので、令和 7 年第 9 回平取町議会臨時会を閉会

します。お疲れ様でした。

(閉 会 午前 1 0 時 3 5 分)